



宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期)中間案の構成比較

資料 1

【国】第4次犯罪被害者等基本計画	【国】第5次犯罪被害者等基本計画(仮称)	【現行】宮城県犯罪被害者等支援計画・ 宮城県犯罪被害者等支援計画(第2期)中間案	宮城県犯罪被害者等支援条例
I 第4次基本計画の策定方針及び 計画期間 1 第4次基本計画の策定方針 2 計画期間	I 第5次基本計画の策定方針及び 計画期間 1 基本計画の策定方針 2 計画期間 現行のⅢ・Ⅴを統合 条項を引用しない	第1章 計画の基本的事項 1 計画策定の趣旨及び位置づけ等 2 基本理念 3 計画期間 4 進行管理	第1章 総則 1条 目的 2条 定義 3条 基本理念 4条 県の責務 5条 市町村の責務 6条 県民の責務 7条 事業者の責務 8条 民間支援団体の責務 9条 犯罪被害者等支援計画 10条 財政上の措置
II 基本方針	II 基本方針	第2章 犯罪被害者等の現状 1 県における犯罪等の現状 2 県における犯罪被害等に関する相談の状況 3 犯罪被害者等が置かれている状況	
III 重点課題 ①損害回復・経済的支援等 ②精神的・身体的被害の回復・防止 ③刑事手続への関与と拡充 ④支援等のための体制整備 ⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保	III 重点課題及び関係する具体的施策 重点課題第1 損害回復・経済的支援等への取組 1 犯罪被害者等の損害回復に関する施策 2 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策	第3章 施策推進の考え方 1 施策体系 2 推進体制 条例の条項単位で整理	
IV 推進体制 法律の条項単位で整理	重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 1 精神的・身体的被害からの回復に関する施策 2 更なる精神的被害(二次的被害)の防止に関する施策 3 再被害の防止等の安全確保に関する施策	第4章 犯罪被害者等を支える14の基本的施策 基本目標1 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 基本的施策1 安全の確保(12条) 基本的施策2 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(17条)	第2章 基本的施策 11条 相談及び情報の提供等 12条 安全の確保 13条 居住の安定 14条 雇用の安定 15条 損害賠償の請求に関する支援 16条 経済的負担の軽減 17条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
V 重点課題に係る具体的施策 第1 損害回復・経済的支援等への取組 1 損害賠償の請求についての援助等 2 給付金の支給に係る制度の充実等 3 居住の安定 4 雇用の安定	重点課題第3 刑事手続への関与と拡充への取組 1 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策 2 加害者の処遇段階における関与等に関する施策	基本目標2 損害回復・経済的支援等への取組 基本的施策3 居住の安定(13条) 基本的施策4 雇用の安定(14条) 基本的施策5 損害賠償の請求に関する支援(15条) 基本的施策6 経済的負担の軽減(16条)	18条 民間支援団体等に対する支援 19条 人材の育成 20条 学校における教育の実施 21条 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援 22条 県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援
第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 2 安全の確保 3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等	重点課題第4 支援等のための体制整備への取組 1 各関係機関・団体における体制の充実に 関する施策 2 関係機関・団体の連携及び支援等の情報 提供に関する施策 3 民間団体による活動への援助に関する施策 4 人材育成及び調査研究に関する施策	基本目標3 支援等のための体制整備への取組 基本的施策7 相談及び情報の提供等(11条) 基本的施策8 民間支援団体等に対する支援(18条) 基本的施策9 人材の育成(19条) 基本的施策10 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等 に対する支援(21条) 基本的施策11 県民が県外で発生した犯罪等の被害 を受けた場合等の支援(22条)	
第3 刑事手続への関与と拡充への取組 1 刑事に関する手続への参加の機会を 拡充するための制度の整備等			
第4 支援等のための体制整備への取組 1 相談及び情報の提供等 2 調査研究の推進等 3 民間の団体に対する援助			
第5 国民の理解の増進と配慮・協力の 確保への取組 1 国民の理解の増進	重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 1 学校をはじめとする教育活動の推進に関する 施策 2 国民に向けた広報啓発に関する施策	基本目標4 県民の理解の増進と配慮・協力の 確保への取組 基本的施策12 学校における教育の実施 (20条) 基本的施策13 普及啓発(25条) 基本的施策14 調査研究(26条)	第3章 推進体制
	IV 推進体制		第4章 普及啓発 25条 普及啓発 26条 調査研究
			第5章 雑則